

# 門真市立地適正化計画中間評価・見直し支援業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、門真市立地適正化計画中間評価・見直し支援業務に適用する事項を示すものである。

### 第2条（目 的）

門真市立地適正化計画は、平成 29 年 3 月に策定し、令和 4 年 3 月に変更を行った。立地適正化計画は概ね 5 年ごとに計画の進捗状況等を評価し、必要に応じて見直しを実施するとされていることから、近年進行する市内プロジェクトや上位・関連計画等の動向を踏まえたうえで、門真市立地適正化計画に位置付けられた誘導施設や誘導施策の進捗状況等を評価し、都市機能誘導区域及び誘導する機能や、産業誘導区域等について評価・見直しを行うことを目的とする。

### 第3条（法令等の厳守）

本業務は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条に基づく立地適正化計画の評価・見直し業務であり、受注者は、最新の関係法令等を綿密に調査、遵守し、法令等に適合するよう誠実に履行しなければならない。

### 第4条（疑 義）

本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、門真市（以下「発注者」という。）と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

### 第5条（主任技術者等）

本業務を遂行するに当たって、受注者は発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、経験のある主任技術者を定め、発注者の承認を受けるものとする。また、主任技術者は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条により登録された技術士（技術部門を「建設部門」とし、専門科目が「都市及び地方計画」である者又は技術部門を「総合技術監理部門」とし、専門科目が「都市及び地方計画」である者）の資格を有する者でなければならない。

また、照査技術者をはじめ、当該業務の適正な進捗を図るため、十分な技術者を配置しなければならない。

### 第6条（提出書類）

受注者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を契約締結後 2 週間以内に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 業務の実施体制名簿（各技術者の作業内容を明記）
- (4) 業務計画書
- (5) 工程表

## 第7条（資料収集）

発注者は、本業務の実施にあたり関係資料等を貸与するものとする。なお、受注者は発注者により貸与される関係資料等についてその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。また、貸与した資料については目的完了後、速やかに返還しなければならない。

その他、受注者は国等の動向を注視し、本業務に有益な資料を自ら収集するものとする。

## 第8条（秘密の保持及び個人情報等の保護）

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、本業務を処理するための個人情報その他の重要な情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 第9条（損害賠償）

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対しては、その責任を負い、受注者の責任においてその一切の処理を行うものとする。

## 第10条（打合せ及び協議）

本業務の実施にあたっては、発注者と受注者が十分な打合せ及び協議を行いながら進めるものとする。

## 第11条（検査）

受注者は、発注者による成果品の完了検査を受けるものとし、完了検査の合格をもって業務を完了するものとする。検査において、修正等を指示された箇所は、ただちに対応しなければならない。また、業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担においてただちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第12条（成果品の帰属）

本業務の成果品はすべて発注者への帰属とし、受注者は発注者の許可なく成果品等を公表または貸与してはならない。

## 第13条（契約期間）

本業務における契約期間は契約締結日から令和9年3月31日とする。

## 第14条（支払方法）

完了払いとする。

## 第2章 業 務 内 容

## 第15条（業務内容）

業務内容は、以下の通りとする。

(1) 評価・見直し方針の検討

令和4年3月の中間見直し以降に作成または改定や見直しが行われた上位・関連計画の内容や、近年、市内で進行している事業の動向、その他都市計画を取り巻く社会の状況などについて整理を行う。

(2) 現行計画の検証

現行計画で示されている施策及び事業の進捗・達成状況、国や大阪府による都市計画施策の経過等を総合的に勘案して検証を行い、見直すべき事項を整理する。

(3) 基礎データの調査及び分析

既存資料等を活用し、基礎データ（人口・都市機能・災害等）の更新を行う。

(4) 評価指標に基づく進捗状況の時点評価

評価指標について、進捗状況の評価し、達成のために必要な施策等を検討する。評価に際してはモニタリングのみで、指標そのものの見直しは行わないものとし、達成状況が芳しくない場合は対応策を誘導施策として追記する等で対応すること。なお、都市機能誘導状況等は発注者からデータ提供するものとする。

(5) 計画の見直し方針の検討

(1)～(4)の調査分析及び評価結果をふまえ、計画の見直し方針を検討する。

(6) 産業誘導区域の考え方及び区域の見直し

産業誘導区域について、区域内の土地利用の実態等を勘案して、区域設定の考え方や区域の見直しの必要性等について検討する。

(7) 公共交通ネットワークの方針検討

市の公共交通施策に関連する計画との整合を図りながら、立地適正化計画で掲げる都市構造の実現に資する公共交通ネットワークの考え方について反映することを検討する。なお、立地適正化計画において、新たに公共交通施策の検討は行わないものとする。

(8) パブリックコメントの支援

パブリックコメントの実施にあたって、必要な資料の印刷を行うものとする。

(9) 協議・打合せ

主任技術者同席のもと適宜行い、協議録を1週間以内に作成して共有するものとする。

(10) とりまとめ

検討成果等を取りまとめ、本編及び概要版の見直し案の作成を行う。なお、全体の骨子や表紙デザインの見直しは行わないものとする。

### 第3章 成果品

#### 第16条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、電子データについては、MS-Word、MS-Excel 等既存汎用ソフトを基本とし、別に指示するものについてはPDF、GIS データ（Shape 形式）等で作成すること。

- （1）業務報告書（A4 チューブファイル） 2部
  - （2）立地適正化計画（A4 版製本）カラー印刷 30部
  - （3）立地適正化計画概要版 カラー印刷 30部
  - （4）その他、本業務に付帯する資料等 1式
  - （5）上記の電子データ（shapefile、PDF、Word、Excel 等） 1式
- ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。